

地域密着型サービス事業所管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業
サービス事業所管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 北野 亘

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃より、本区の介護保険事業に対し、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定により、令和 6 年 6 月から「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特別処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、「現行 3 加算」という。）が、「介護職員等処遇改善加算」（以下、「新加算」という。）に一本化されます。

これらの加算を算定される場合は、年度ごとに計画書等を提出していただく必要があります。

また、新加算を算定する場合や、加算区分に変更がある場合等は、計画書に加え体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表（以下、「体制届」という。）が別途必要となります。

令和 6 年 4 月または 5 月から現行 3 加算を算定する場合及び 6 月から新加算を算定する場合の計画書及び体制届の提出期限は令和 6 年 4 月 1 5 日（月曜日）までとなります。

つきましては、下記のとおり書類の提出をご案内いたします。

記

1 対象事業所

墨田区指定の地域密着型サービス事業所

墨田区指定の介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所

（訪問型サービス事業所（A 2）、通所型サービス事業所（A 6））

区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

2 提出書類

介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書

処遇改善加算等を算定するすべての事業所について提出が必要です。

計画書は、現行 3 加算（4 月～5 月）と新加算（6 月以降）を記入する様式となっていますので、新加算を取得する場合も提出は 1 回です。

事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き上げた上で賃金改善を行う場合は、別紙様式 5（特別な事情に係る届出書）もご提出ください。

体制届

新加算を算定する場合は、必ず提出してください。

新規に加算を算定したい場合、加算区分に変更がある場合にも提出が必要です。

ア 地域密着型サービス事業所

(ア) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

イ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

3 提出書類の様式

墨田区ホームページ掲載しています。URL は以下の通りです。

https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo_hoken/r6shoguu.html

4 提出方法

原則、電子申請サービス(LoGo フォーム)にて計画書と体制届を同時に提出してください。上記のホームページに計画書の様式、体制届の様式及び電子申請のリンクを掲載いたします。

体制届は事業所ごとに作成し、提出先ごとに zip ファイル形式でまとめてご提出ください。

電子申請サービスをご利用できない場合は、郵送または持参でご提出ください。

5 提出期限

令和6年4月、5月または6月から算定する場合

計画書及び体制届共に令和6年4月15日(月曜日)必着

全施設・事業所は6月から新加算を取得するための体制届を提出する必要があります。期日までに計画書又は体制届のいずれか片方でも提出がない場合、新加算を取得できなくなるため、上記期限までご提出いただきますようお願いいたします。

令和6年7月以降に算定する場合

計画書：算定開始月の前々月の末日

体制届：適用開始月の前月15日

末日が土曜・日曜・祝日の場合はその直前の営業日になります。

6 その他

厚生労働省ホームページにて、制度概要説明や計画書の記入方法に関する動画が公開されています。

詳細は、以下 URL よりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

7 問合せ及び提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区福祉保健部 介護保険課給付・事業者担当

電話：03-5608-6544

Fax：03-5608-6938

郵送の場合、封筒に「処遇改善加算等関係書類」と朱書きし、ご提出ください。